

「愛荘町空き家等対策計画（改定案）」に対して提出された意見と、意見に対する考え方について

1. 意見募集の実施結果について

令和5年2月17日（金）から3月10日（金）までの間、「愛荘町空き家等対策計画（改定案）」について意見募集を行った結果、2名の方から、38件の意見が寄せられました。

これらの意見について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、提出された意見について、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約・補足させて頂いている場合があります。

また、頂いたご意見等の中で、掲載が好ましくないと判断させて頂いたものは、その一部または全部を掲載していません。

2. 提出された意見の内訳

項目	件数
全体を通じた意見	9
序章. 計画の概要	1
第1章. 空き家等の現状と課題	14
第2章. 空き家等対策に関する基本的方向	1
第3章. 空き家等対策の取組	6
第4章. 空き家等対策の推進に向けて	6
資料編	1
合計	38

全体を通じた意見			
No.	ページ	意見（概要）	意見に対する考え方（回答）
1	-	総花的な一般論ではなく、愛荘町の課題に絞り込んで解決策を立案しなければならない。	空き家についての課題は本町においても全国の各自治体が直面している課題と同様の課題があり、それらを踏まえて計画の策定を行っています。
2	-	PDCAサイクルの視点から、前期（H29（2017）年度からR4（2022）年度）計画の達成状況を検証したうえで、課題を抽出し、具体的対策を工程表とともに示すべきである。	ご意見のとおり、詳細な資料等を掲載することで、より理解を深めていただける計画書となる一方、情報量が多すぎることで、ご覧頂ける機会の喪失につながる可能性を懸念しており、それらのバランスが重要と考えています。 今回策定するのは計画書であり、検証結果等ではありませんので、新たな資料の追加や、評価・検証の結果等の掲載は行わないものとします。
3	-	分析が不十分なため、実態把握調査等の結果を活かし切れていない。	空き家の実態把握調査等の結果の分析に努め、空き家対策に活かします。
4	-	空き家対策については、小学校区別にきめ細かく立案し、都市計画マスタープランや立地適正化計画等との関連性を明確に示すべきである。	令和4年度に実施した空き家等実態把握調査において小学校区別の空き家等件数に差異はあるものの、空き家等における課題はどの小学校区においても同様であるとともに、本計画においては、今後も町内全域で空き家等の発生が見込まれることから愛荘町全域を計画の対象とし、その課題解決に向け対策に取り組みます。 また、空き家対策については、コンパクトなまちづくりやまちなかウォーカブルの推進など、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の町の都市政策と一体となった空き家施策に取り組むことで、持続可能なまちづくりを目指します。
5	-	計画の策定手法（プロセス）については、近隣市町の計画を研究すべきである。	近隣市町および全国の市町村の空家等対策計画を研究したうえで本計画の改定に取り組んでいます。
6	-	空き家対策には、空き家が増えた要因の分析が不可欠である。人口・世帯数、新築志向、相続だけでなく、生活の利便性、教育環境、自然・歴史・文化、働く場、商いの場などの面から総合的に検討して、「住み続けたい」「行きたい」「働きたい」「移り住みたい」まちを実現しなければならない。空き家対策は「まちづくり」そのものである。	空き家対策については、様々な面から総合的に検討を行い、町の都市政策と一体となった空き家施策に取り組むことで、持続可能なまちづくりを目指します。
7	-	意見を広く募集するのであれば、意見提出者を増やす努力をすべきである。	今回、意見公募については、町ホームページおよび町内14施設で実施しましたが、今後は他の手法についても検討します。

8	-	空き家対策は「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案2023年3月3日閣議決定」され自治体の権限強化と所有者の責務と対応義務がより厳しくなったことを念頭に、本計画書p25までの調査結果とp26からの取組の関連性について下記2提案する。 1.空き家を増やさない周知の在り方とデータ化 2.空き家の選択について（優先度） 1.空き家を増やさない周知の在り方とデータ化について 1）下記に該当する場合 ・水道閉栓等のデータ（p11）に加え ・課税の請求住所が建物住所と異なる場合 ・築年が旧耐震法（1981年5月31日建築許可）以前の建物（震度6強による倒壊の危険性と耐震補強によるリフォーム資料） ・既に調査済みの家屋で危険度Cに該当する建物 ・都市計画マスタープラン、立地適正化計画に示される浸水等の危険度の高い地域に立地する場合 上記に該当する建物に関して ①p37「特定空き家」の判断に係る基準 ②p47空き家等の除却に係る法令措置 ③p48に示される空き家対策フローによる行政措置 ④固定資産優遇制度の無効、行政指導による過料の発生 ⑤相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律等の文書を直接所有者に送付し返信の確認をする。 p29～30に示される広報や啓発活動と共に当事者意識にはより効果的になると考える。p34に施策例として所有者への情報提供・指導等の徹底が挙げられている。その具体的な内容例と考える。 2）p33空き家情報のデータベース化整備およびオンライン化としてp40A1やデジタル技術を活用した内覧体制の構築を早急に行うべきである。併せて、記載すべき事項と内容を早急に決定して実行すべきである。 ・建物情報＝建物種別、築年、床面積、構造、外観（写真データ）、現況危険度 ・建物環境＝隣接道路、衛生環境、地域区分（空き家の選択） ・所有者意向＝売家、賃貸、建物維持or滅失（分かればだがバンク登録には確認が必要となる）	現在の空家対策については、令和4年1月1日施行の「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」に基づき、地域や区長、空家所有者、行政が連携をとり空家問題の解決に努めています。今回提案いただきました意見については、今後の空家適正管理や空家の未然防止にかかる周知等の参考にさせていただきます。また、空き家等データベースについては、令和4年度に整備予定であり、内容は空き家等実態把握調査結果、建物等ご利用実態アンケート調査結果等です。利活用対策におけるAIやデジタル技術の活用については、国や県の動向を踏まえ、効果的かつ有効な手段の導入を検討します。
9	-	2.空き家の選択について（優先度） 空き家として活用すべきものと滅失（除却）すべきものを区分＝優先度選別する。空き家バンクに掲載する家屋を選別することで対象空き家の活用が鮮明になる。 1）滅失すべき空き家条件 ①既に安全度Cに該当するもの ②アクセス道路幅員4m以下に立地するもの ③1985年以前の建物で居住、売却、借家の意志がなく維持管理も困難と推測されるもの（耐震補強がないもの） ④特定空き家基準に該当する事項があるもの ⑤都市計画マスタープラン、立地適正化計画に示される浸水等の危険度の高い地域に立地する場合 滅失すべきと判断する建物は前述1に示す諸文書送付ならびに所有者の意志確認をとる。 2）都市計画マスタープラン、立地適正化計画に示される 1.人口集積地域 2.拠点となる地域 3.農業（農村）基盤地域 第1段階 上記1～3に該当する地域（優先度1）とそれ以外（優先度2）に立地する建物を区分する。（現段階では大枠的な地域設定で良い、将来的にはまちづくりとの関連により細分化の必要もある。） 第2段階 優先度1に関して利活用を最大限高めるべき空き家バンク登録して情報提供を常時できる環境整備をする。 第3段階 建物固有条件と立地条件のランク付け i.地域の活用度：a-将来的居住地域 b-商業地域 c-まちづくり活用地域 ii.周辺環境：a-アクセス道路幅員（良-1or否-2） b-まちなか景観（重要-1or非-2） c-商産業連携（重要-1or単独-2）※過疎化対策も含む d-その他地域 iii.建物条件：a-1耐震性（1985年以後築年or1985年以前築年で補強有） a-2耐震性（1985年以前築年で補強無） b-1建物内容（内部、外部損傷補修不要） b-2建物内容（内部、外部損傷補修要） iv.建物条件：a売家・b賃貸・c床面積・d特記事項 第4段階で上記 i～ivを建物毎に記載して一覧表とする。 写真データ等によりビジュアル化する。 今回の家調査実態714棟に関して アクセス道路での課題41%＝292 倒壊等の危険度14%＝100 に関しては滅失判断対応を早急に促すべきである。 以上によりかなり空き家が「特定空き家」になる防御対応と空き家の利活用に寄与できると考える。	現在の空家対策については、令和4年1月1日施行の「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」に基づき、地域や区長、空家所有者、行政が連携をとり空家問題の解決に努めています。空き家の滅失については、条例に基づき特定空家認定ののち代執行という形になります。適正な管理がなされていない建物については①～⑤に該当する場合は所有者に対して建物の適正管理以外に解体、解体しての売買といった指導の判断基準の参考にさせていただきます。危険度の高い住宅についてはこちらからも自治会に働きかけ情報共有のうえ対応をとりたいと考えます。また、空き家の利活用を最大限高めるための空き家バンク制度の整備については、いただいた意見を参考にさせていただきます。

序章. 計画の概要

番号	ページ	意見（概要）	意見に対する考え方
10	2	グランドデザイン2040や都市計画マスタープラン等と整合を図るため、5行目の「上位計画」を「最上位計画」に修正すべきである。	ご意見いただきましたとおり、各種計画等と整合を図るために「最上位計画」に修正します。

第1章. 空き家等の現状と課題

番号	ページ	意見（概要）	意見に対する考え方
11	7	住宅・土地統計調査における愛荘町の空き家率が平成20年度は15.7%、平成25年度は16.2%、平成30年度は12.9%と増減している要因と対策は何か。	住宅・土地統計調査における本町の空き家率については、平成20年度から平成25年度においては増加していますが、平成30年度には減少しています。その要因としては、住宅総数の増加や空き家における二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅の空室が解消したこと、解体により空き地等になったことによると推察します。 また、対策については町の空き家バンク制度は平成30年3月に創設したため、住宅・土地統計調査における本町の空き家率の増減については町の対策が影響したものではないと考えられます。 なお、住宅・土地統計調査の対象は、住宅（アパートを含む）および住宅以外で人が居住している建物（会社等の寮・寄宿舎、学校等の寮・寄宿舎、旅館・宿泊所、その他の建物）であり、町が実施している空き家等実態把握調査とは対象が異なります。
12	7	住宅・土地統計調査における空き家率については、全国・滋賀県・愛荘町の比較は平成20年度、平成25年度、平成30年度の推移を、愛荘町については、直近令和4年度のデータまで見て傾向を分析すべきである。	住宅・土地統計調査は、日本の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、国が5年ごとに行う調査です。そのため、現時点では平成30年度の調査結果が最新データであり、次回の調査は令和5年度（予定）であることから住宅・土地統計調査における令和4年度の愛荘町のデータを分析することはできません。
13	7	世帯数の推移を記載しているのだから、世帯数に対する住宅総数の比率を追加すれば、両者の関係が分かりやすい。	滋賀県主な市町の住宅総数と空き家率の相関（出典：平成30年住宅・土地統計調査）においては、特に本町の空き家率とその空き家率が全国平均・滋賀県内の市町平均を上回る数値であるという現況を端的にご理解いただくものであり、ここでは世帯数の追加は必要ないと考えています。
14	13	空き家等の実態把握調査結果：〈R4.8～11調査〉と〈H28.9～10調査〉の比較（1）町全域の「空き家等」に占める小学校区別の構成比を見ると、秦荘東で35.3%から29.8%、秦荘西では18.4%から17.1%に低下しているのに対し、愛知川で27.1%から31.4%、愛知川東では19.2%から21.7%に上昇している。小学校区別の要因分析と具体的対策が必要である。	平成28年度に実施した前回調査については、水道閉栓と自治会からの提供情報をもとに、ポイントを絞って現地調査を実施していますが、令和4年度に実施した今回調査については、より実態に近い空き家数を把握するため、「民間業者が保有する空き家情報」を併用することで、調査対象件数を効率よく追加し、全戸調査と同等の結果を得ました。 その結果、現地調査対象件数の増加に伴い、空き家件数も増加しておりますが、利活用向けの手入れされている空き家も対象としてカウントしており、前回把握できていなかった、愛知川小学校区での、利活用向け空き家（危険度なし、利活用A）の件数増加により、愛知川小学校区での空き家割合が増加したものと推察します。 なお、令和4年度に実施した空き家等実態把握調査において小学校区別の空き家等件数に差異はあるものの、空き家等における課題はどの小学校区においても同様であるとともに、本計画においては、今後も町内全域で空き家等の発生が見込まれることから愛荘町全域を計画の対象とし、その課題解決に向け対策に取り組むことから具体的対策としては、本計画の「第3章 空き家等対策の取組」の「2. 空き家等対策の具体的施策」のとおりです。 ※平成26年度以降に全国的に各自治体で実施された、空き家調査について、自治体保有情報（水道閉栓、苦情受付簿など）のみでは、現地調査候補として不足するという傾向が多く発生しているため、2回目の現地調査を行う場合、自治体保有情報に加え、民間企業が保有する空き家情報を活用するケースが増えており、今回の愛荘町空家調査も同じく、民間の空き家情報を活用しています。
15	14	（2）「大字別世帯数比空き家等件数」（前期）を「小学校区別推定住宅件数比空き家等件数」に変更した理由と数値の相違（ex.町全域：0.05→0.094）の説明が必要である。統計上の比較においては、できるだけ基準を同一にすることが前提であり、やむを得ず変更する場合は、その理由と数値に及ぼす影響を明らかにしなければならない。	「大字別世帯数比空き家等件数」を「小学校区別推定住宅件数比空き家等件数」に変更した理由は、改定前の計画において大字と記載しているが実際は小学校区を示しているため、他のグラフの表記に合わせて変更したためです。 数値の相違（ex.町全域：0.05→0.094）については、No14の回答のとおりであり、今回の現地調査は、より実態に即した内容を把握するため、民間の空き家情報を併用したことにより調査対象が増加し、その結果空き家件数自体も増加したためです。
16	17	（3）建物の危険度判定（危険性評価）を見ると、「危険度なし」が77.9%から49.3%へ28.6P減少している半面、「危険度C」が2.9%から14.0%へ11.1P増加、「危険度B」が7.9%から16.5%へ8.6P増加、「危険度A」が10.0%から20.2%へ10.2P増加している。①危険度ランク別の要因分析と具体的対策、②「危険度判定」と「危険性評価」の違いと変更理由の説明が必要である。安易に文言や定義を変更すべきではない。（以下同じ）	要因については、No14の回答のとおり現地調査対象件数の増加に伴い、空き家件数が増加していること、また前回の調査において危険度の低い空き家が、そのまま放置されて危険度の高い空き家になるケースが一定数あり、割合が変更となっています。 具体的対策についてもNo14の回答のとおりです。 「危険度判定」と「危険性評価」については、文言は違うものの、その意味合いに違いはありません。

17	18	(4) 環境等の危険度判定(衛生状態評価)を見ると、「危険度なし」が88.9%から30.1%(-58.8P)「危険度A」が7.1%から66.8%(+59.7P)。①危険度別の要因分析と具体的対策、②「環境等の危険度判定」と「衛生状態評価」の違いと変更理由を説明する必要がある。	要因については、より正確に判定するため、調査項目を増やしたことやNo14の回答のとおり調査対象件数が増えたことによるものであり、また前回調査時の空き家がそのまま放置され、危険度が高くなったことなどが複合的に組み合わさり、今回の結果になったと推察されます。 具体的対策についてもNo14の回答のとおりです。 「環境等の危険度判定」と「衛生状態評価」については、文言は違うものの、その意味合いに違いはありません。
18	18	(5) 危険度ランクの判定(危険度総合評価)を見ると、「危険度なし」が38.7%から21.4%(-17.3P)、「危険度C」が5.5%から14.0%(+8.5P)、「危険度B」が11.3%から17.1%(+5.8P)、「危険度A」が43.2%から47.5%(+4.3P)。①危険度ランク別の要因分析と具体的対策、②「建物の危険度判定」と「環境の危険度判定」を比較して、低い方のランクを採用した根拠、③「危険度ランクの判定」と「環境度総合評価」の違いと変更理由を説明すべきである。	要因については、No14の回答のとおり調査対象件数が増えたことによるものであり、また前回調査時の空き家がそのまま放置され、危険度が高くなったことなどが複合的に組み合わさり、今回の結果になったと推察されます。 具体的対策についてもNo14の回答のとおりです。 また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の内容より、周辺住民に危害を加える空き家を把握するということが重要であると認識しており、「建物の危険度判定」と「環境の危険度判定」のどちらか片方でも危険度が高ければ問題につながるため、低い方のランクを採用しています。(例えば、建物自体は管理されていても、庭の木が手入れされておらず、敷地外に飛び出し事故につながる可能性がある場合など。) 「危険度ランクの判定」と「環境度総合評価」については、文言は違うものの、その意味合いに違いはありません。
19	19	(6) 「危険度ランク(危険度総合評価)」ごとに、町全域に占める小学校区別構成比を見ると、「危険度なし」が秦荘東で34.7%から17.0%(-17.7P)、秦荘西で21.1%から17.6%(-3.5P)へ低下。愛知川で22.4%から32.0%(+9.6P)、愛知川東で21.8%から33.3%(+11.5P)へ大幅に上昇。「危険度C」は秦荘東で47.6%から52.0%(+4.4P)、秦荘西で9.5%から15.0%(+5.5P)、愛知川東で9.5%から12.0%(+2.5P)へ上昇。一方、愛知川では33.3%から21.0%(-12.3P)へ低下している。小学校区別の要因分析と具体的対策を記載すべきである。	要因については、No14の回答のとおり、今回の現地調査は、より実態に即した内容を把握するため、民間の空き家情報を併用したことにより調査対象が増加し、その結果空き家件数自体も増加したためであり、また前回調査時の空き家がそのまま放置され、危険度が高くなったことなどが複合的に組み合わさり、今回の結果になったと推察されます。 具体的対策についてもNo14の回答のとおりです。
20	21	空き家等の築年数・規模について、小学校区別のデータを示して、具体的対策を記載すべき。	空き家等の築年数・規模について、小学校区別のデータについては、本計画には記載はしていませんが、これらのデータについてはバックデータとして保有し分析に努め、空き家対策に活かします。 具体的対策についてはNo14の回答のとおりです。
21	—	下記2調査を併せて実施すれば、さらに実態を詳しく把握でき、的確な対策を立案できる。 ①近隣住民への聞き取り調査(ヒアリング) ②空き家等の所有者対象調査:建築時期、空き家となった時期とその理由、管理者、管理頻度、管理上困っていること、今後の利用予定など	空き家等の実態把握調査の際に、建物の状況に応じて近隣住民からの聞き取りを実施しています。 また、調査後に空き家等の所有者等を対象に「建物等ご利用実態アンケート調査」を実施し、建物の使用状況、所有者の属性、建築年、改修履歴、現在の状況が継続している期間・経緯・理由、管理状態・頻度、維持管理についての困りごと、今後の活用等について調査を行っています。
22	23	空き家等が地域に与える影響は、総論ではなく、学校区別に整理して対策を記載すべき。	空き家等が地域に与える影響はどの小学校区においても同様であると考えています。
23	23	空き家等対策に係る課題は総論ではなく、愛荘町における課題に絞って記載し、他人事でなく、自分事として具体的に記載すべき。	空き家等対策に係る課題は、本町においても全国の各自治体が直面している課題と同様の課題があり、それらを踏まえて計画の策定を行っています。
24	23	(3) 特に「ランドデザイン2040」が目指す将来像(コンパクト・ウォーカーブル)との関連を具体的に記載すべきである。	空き家対策については、コンパクトなまちづくりやまちなかウォーカーブルの推進など、町の都市政策と一体となった空き家施策に取り組むことで、持続可能なまちづくりを目指します。

第2章. 空き家等対策に関する基本的方向

番号	ページ	意見（概要）	意見に対する考え方
25	26	基本目標において関連主体として挙げられている「大学」は、具体的にどの大学で、想定している連携内容を示さないと理解できない。	本町の空き家対策において、その課題解決等に向けて協力・連携する大学は様々であることから、基本目標内の関連主体として挙げられている「大学」を具体的に示すことはできません。 ただし、近年は愛荘町空き家等対策協議会において滋賀県立大学の准教授および追手門学院大学の准教授に委員として参画いただいているとともに、令和3年度および令和4年度においては空き家の利活用に関して追手門学院大学と共同で利活用モデルの検討に取り組んでいます。 今後も引き続き空き家対策を効果的に進めるために課題等に応じた最適な大学と協力・連携します。

第3章. 空き家等対策の取組

No.	ページ	意見（概要）	意見に対する考え方（回答）
26	29	空き家等対策および具体的施策の内容は「AIやデジタル技術の活用」の追加を除いて平成29年3月策定の計画と全く同じだが、前期における実施状況と成果を示してほしい。	本計画の改定に伴い、空き家等対策および具体的施策については大きく変わるものではありません。空き家対策は短期的に即時に効果が出る取組はなく、長期的な継続した取組により成果が得られるものであることから、改定前に引き続き改定後も継続的に取り組むことで成果に繋げるものです。 実施状況・成果に関しては、No2の回答のとおりです。
27	38	利活用対策については、都市計画マスタープランニングや立地適正化計画などと関連して、定住促進策や地域活性化のためのまちづくり施策等、町の施策に資する空き家等の利活用策を具体的に記載すべきである。また、近隣市町の空家等対策計画を研究する必要がある。	空き家対策については、コンパクトなまちづくりやまちなかウォーカブルの推進など、町の都市政策と一体となった空き家施策に取り組むことで、持続可能なまちづくりを目指します。 具体的対策についてはNo14の回答のとおりです。 また計画改定にあたり、近隣市町はもちろんのこと全国の市町村の空家等対策計画を研究したうえで本計画の改定に取り組んでいます。
28	40	利活用対策におけるAIやデジタル技術の活用は、デジタル技術を活用した内覧体制の構築および空き家バンクの登録手続のオンライン化だけでなく、空き家そのもののデジタル化（オンラインへの対応など）を考えるべきである。	利活用対策におけるAIやデジタル技術の活用については、国や県の動向を踏まえ、効果的かつ有効な手段の導入を検討します。
29	40	推進・支援体制の構築において、愛荘町空家等対策協議会の委員構成および協議内容（特に空家等対策計画策定プロセス）を示してほしい。	愛荘町空家等対策協議会の委員構成は、町長および地域住民、学識経験者、不動産、建築、法務、金融機関、商工会など様々な分野の方に委員として参画いただいております。 また、協議内容については、愛荘町ホームページに掲載している協議会資料のとおりです。
30	40	推進・支援体制の構築において、愛荘町空家等対策協議会の委員に「建築・不動産および法務関係者」の追加が必要である。	建築・不動産および法務関係者については、学識経験者およびその他町長が必要と認める者として、委員として愛荘町空家等対策協議会に参画いただいております。改めて追加は行いません。
31	40	推進・支援体制の構築において、空家等対策担当者会議を廃止した理由を示してほしい。	現在、空き家に関する相談などに対して、寄せられた情報の内容が複数の部署に関係する事案については、関係部署と連携・協力して対応しており、現在の体制で十分なためです。

第4章. 空き家等対策の推進に向けて

No.	ページ	意見（概要）	意見に対する考え方（回答）
32	44	目標指標である空き家等件数の改定前の達成状況とその理由を示してほしい。	目標指標における空き家等件数の2021年度の目標値は450件であるが、2022年度の現状値は719件であり、目標値よりも269件上回っており達成できていない状況です。 この要因としては、本町において空き家対策を講じていますが、それを上回る速度での核家族化の進行や高齢単身世帯の増加等を背景に空き家が増加したことによるものと考えています。
33	44	目標指標である空き家率の改定前の達成状況とその理由を示してほしい。	目標指標における空き家率の2021年度の目標値は5.4%であるが、2022年度の現状値は8.7%であり、目標値よりも3.3%上回っており達成できていない状況です。 この要因としては、本町において空き家対策を講じていますが、それを上回る速度での核家族化の進行や高齢単身世帯の増加等を背景に空き家が増加したことによるものと考えています。
34	44	目標指標である管理不全な空き家等の除却件数および管理不全な空き家等の改善件数について、改定前との違いと変更理由、除却率、改善率を示してほしい。	目標指標について、前計画については、改善も含めた管理不全な空家発生を抑制することにポイントにしていたが、令和4年1月1日「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」の施行や、地域からは管理不全な空家の適正管理に対する要望の声が出ていることから、管理不全な空家の除却と改善が重要であると考え目標を変更した。 条例に基づく空家報告件数に対し、基準値の除去率は8%、改善率は16%となっています
35	44	目標指標である空き家バンク登録件数について、改定前の目標指標の達成状況とその理由、登録率を示してほしい。	目標指標における空き家バンク登録件数は2021年度の目標値は50件であるが、2022年度の現状値は35件であり、目標値よりも15件下回っており達成できていない状況です。 この要因としては相続の複雑化等により登録が進まなかったことが考えられます。 空き家バンクの登録率は、空き家の2022年度の現状値719件に対して現在35件の登録であり、登録率は約5%となっています。
36	44	目標指標である空き家バンクマッチング成立件数について、総合計画（後期基本計画）に示す定義、基準値、現状値との違いおよび改定前の目標指標の達成状況とその理由を示してほしい。	総合計画（後期基本計画）に記載している指標名についてはより分かりやすい文言に修正しているとともに、基準値および目標値は最新の数値に修正しています。 なお、総合計画（後期基本計画）においても同様に最新の数値等に修正しています。 目標指標における空き家バンクマッチング成立件数は2021年度の目標値は10件であり、2022年度の現状値は12件であり、目標値を2件上回っており達成できている状況です。 この要因としては空き家バンクの認知度向上による利用希望者数の増加、不動産業者による金額査定の導入、空き家に関する補助金制度の創設によるものと考えられます。
37	48	愛荘町空き家等対策フローについて、改定前における「継続的な調査の実施」および「空き家等データベースの整備」の達成状況と課題を示すべきである。	空き家等の実態把握調査は平成27年、平成28年、令和4年に実施しているとともに、住民の皆さまからの通報等に基づき調査を実施しています。空き家等データベースの整備については、令和4年度に整備予定です。

資料編			
No.	ページ	意見（概要）	意見に対する考え方（回答）
38	49	下から2行目の「※総合計画か引用」を「※総合計画から引用」に修正すべきである。	「※総合計画か引用」については、不要なため削除します。